



広沢の池の日の出

(中濱雅夫さん撮影)

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- | | | |
|--|-------|----|
| ・ 新年のごあいさつ | 中林 浩 | 2 |
| ・ 「国家戦略特区と道州制」研究会
を始めます | 大田直史 | 4 |
| ・ 自治体キャラバン「医療・介護
・ 福祉等に係る調査」について | 藤岡孝之 | 6 |
| ・ 国保をめぐる状況と都道府県一元化
に向けた動き（地域療政策研報告） | | 8 |
| ・ 有害鳥獣問題は
捕獲者確保と資源活用が課題 | 佐藤 誠 | 9 |
| ・ 雲南棚田の日の出 | 岡本やすよ | 10 |
| ・ カメラ探訪⑭ | 古谷能富子 | 11 |
| ・ 事務局通信 | | 12 |



(「住民と自治」1月号付録)

京都から民主主義と地方自治の発展が目に見える年に

あけましておめでとうございます。

12月14日投票の総選挙、自公与党がの勢力を維持し、集団的自衛権の容認やアベノミクスとの対決を全面的に掲げた共産党の躍進がありました。また第三極なるものはすっかり存在感がなくなりました。維新の党はそれなりの数を確保しましたが、寄せ集めなのでそのうち雲散霧消するでしょう。燦然と輝くのは沖縄の全4区での辺野古への米軍基地反対派の勝利です。この経験は大きい。沖縄の社会や経済に米軍が貢献していないことが急速に浸透したように見えます。辺野古への移転も普天間への軽減というのが米軍のねらいではなく、より強力な基地を作ろうとするものであることを沖縄県民が見抜いたということでしょう。

それについても小選挙区制をどうするか。自民党は3割程度の得票であれだけの多数の議席を占めるのですから。そこで初夢、小選挙区制が廃止される初夢……。今回の沖縄型の首長選挙が広がり、次つぎに地域の住民の願いを政策に掲げる知事や市町村長が誕生し、第二次革新自治体時代がおとずれる。同じように、国政選挙でも衆議院の小選挙区や参議院の少数区での共闘が実る。民主党も保守補完勢力が一掃され、それなりの議席を確保する。自民党の中にもこれではだめだと小選挙区制への疑問が広がる。公明党はもとより小選挙区制でない選挙制度を望んでいた。そこへ長らく小選挙区制を続けてきたイギリスが、いよいよ制度疲労が明らかになったとして、

比例代表制に切り替える。イギリスはしたたかなので意外に変わり身が早い。マスコミも二大政党制待望論を主張していたことを忘れたかのように、小選挙区制たたきを始める。かくして、政党支持率に見合った議席をもつ選挙制に変わり、正しいことを発言する勢力がますます有利になる国会となる（念のため、いつの日か実現するでしょうが、あくまでも初夢です）。

本研究所では新たに京都府職労・京都市職労といっしょに「国家戦略特区と道州制」「富裕層観光とまちづくり」の研究会をたちあげました。

わたしは観光のほうの責任者をつとめますが、それについても京都市長の富裕層観光重視はどうでしょうか。小林昇太郎「船井総合研究所 経営コンサルタント、富裕層ビジネス研究会主宰」との対談は消されずにまだネット上にでていますね。「京都は宮廷文化を中心に成り立ってきた街です。荘厳な寺院神社、手間ヒマかけた工芸品、深みのある芸術、装束…、ほんまもんがある。それらは宮廷（＝富裕層）が培ってきたものなのです。その深みを理解してもらうには、富裕層をターゲットにするのは必然です」と。恥ずかしくないのでしょうか。宮廷と富裕層を同一視するのも問題があるし、宮廷というよりも豊臣秀吉の影響の方が京都には色濃い。そしてこれらの一級といわれるような文化は、デザイナーも民衆であり、民衆への趣味の広がりを基盤にできあがっていることへの理解がないのでしょうか

か。

この秋、京都市役所の正面玄関に「リニアを、京都へ。」という大看板が掲げられました。京都市民にとって、もっとも重要なことはリニアなのでしょうか。リニア新幹線が走るとしても京都を通過する可能性はまったくないといっているのですが、幻想に幻想を重ねているといわざるをえません。このリニア招致に数百万円使い、5ヶ月後に撤去されこの看板にもこの制作から撤去まで20万円あまりを使いました。リニア新幹線の構想は国土強靱化政策大綱に書き込まれています。「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」のために必要だといいい、「その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」だといっています。この間、火山が蠢いており、リニア新幹線は地下深く建設されていてほしいょうぶでしょうか。だいいち地下に潜って楽しくありません。国も京都市もこれで「観光立国」を語るとはどういうことでしょうか。

観光といえば、安倍首相が「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」をつくり、その委員が大学の文学部ではシェイクスピアや文学概論ではなく、観光業で必要となる歴史・文化の名所説明力を勉強すべきだと発言しています。江戸時代の平和で美的な日本をかなぐり捨てて、富国強兵の日本をつくったところに日本の不幸があり、明治以来の開発幻想が町や村を醜くしました。ただ富国強兵の日本の先頭に立つ東京大学（一高）に「実益のない」文学に没頭する青年たち

がつぎつぎに現れたのがすごいところで、子規、漱石、龍之介、潤一郎など。そして明治・大正の国民を文学好きにしました。これは江戸時代からの民衆間の俳諧ブームの伝統が生きている証拠でしょう。しかし、逆にこうした文学好き現象が、じつはいち早く先進国の仲間入りをし高度成長を実現したと深いところでつながっているのですが、有識者たちはわかってないのですね。京都市長の富裕層が文化を担ってきたと通ずる薄っぺらさを感じます。

新年も私たちの企画は盛りだくさん、めじろおしです。増田レポートにもとづく「地方消滅論」を斬るべく三つの地方自治セミナーを準備しました。第1回の岡田知弘さんの講演は『「自治体消滅」論を超えて』というブックレットとしてすでに出版されています。第2回は1月20日にあります。小田切徳美さんの講演です。農村の再生の展望をすどく説く農業経済学の研究者です。第3回は2月14日に南山城村・やまなみホールで地元での運動を交流します。これは南部自治体学校とも位置づけています。

北部自治体学校としては1月24日にまいづる市民自治研究所と共催で、浪江町長の馬場有さんの講演があります。浪江町は福島第一原発の事故で多くの住民が避難したところです。加えて市川章人さんの講演を予定しています。3月以降も乞うご期待です。

こうした活動が報われ、京都から民主主義と地方自治の発展が目に見える年となりますことを祈りたいと思います。

京都自治体問題研究所

理事長 中林 浩

「国家戦略特区と道州制」研究会を始めます

大田 直史（龍谷大学教授・京都自治体問題研究所理事）

京都自治体問題研究所は、京都府職労さんの委託を受けて、「国家戦略特区と道州制」研究会を始めます。

研究会の開始にあたっての問題意識を紹介します。

■2013年12月制定の「国家戦略特別区域法」が定める「国家戦略特別区域制度（国家戦略特区）」は、「日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口」と位置づけられ、「永年にわたり改革ができていないような、いわゆる『岩盤規制』全般について、……国家戦略特区を活用して規制・制度改革の突破口を開く。これにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目標とする」とされている（「国家戦略特別区域基本方針」（2014年2月25日閣議決定）第一2.）。特区による規制緩和の主な対象分野は、雇用、医療、農業が想定されており、特区に認定されれば、関係法令による規制について特例が認められる。しかも、この特区による規制緩和は従来の他の特区制度と同様に、緩和は当該区域に限定されるのではなく、「規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要」（同前第二1.）と一般

的規制の改革へと発展させることが予定されている。

規制緩和の内容としては、医療（病床、外国医師、保険外併用）、雇用（雇用条件）、都市再生（容積率、エリアマネジメント、旅館業法）、教育（公設民営学校）、歴史的建造物活用などとされている。国家戦略特区のひとつに指定された関西圏（大阪府・兵庫県・京都府の全部または一部）で、2014年9月に認定された区域計画では、次のような内容が定められている。

・保険外併用療養に関する特例：「大阪大学医学部附属病院、独立行政法人国立循環器病研究センター及び京都大学医学部附属病院が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認又は適応外のものすべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、スピーディーに先進医療を提供できるようにします。」

・病床規制に係る医療法の特例：「公益財団法人先端医療振興財団が、世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生など、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、『(仮称)神戸アイセンター（神戸市中央区）』内に眼科病院（新規病床30床）を開設します。」 国家戦略特区が従来の総合特区や構

造改革特区と異なる点は、後者が、自治体からの申請に基づいて国がそれを認定する「ボトムアップ型」であったのに対し、国家戦略特区は「国が自ら主導」して国家戦略として日本経済の再生に資するプロジェクトを推進するトップダウン方式という点にある。国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとされている（法8条1項）。このようなトップダウン方式での特区認定は、地方自治、特に住民自治を侵害する可能性があり、すでに特区内の自治体の意向を確認せずに認定がすすめられることで自治体との軋轢を生んでいる。

■国家戦略特区は道州制の導入と連動して構想され、産業競争力会議で竹中平蔵議員が「アベノミクス特区」として提案したことに始まり、「特区」の「延長上で、最終的には、道州制のもと、地域が独自性を発揮して成長していくモデルを実現」できるとされ、規制改革を進めながら、府県をなくして道州制にし、市町村の合併をさらにすすめて「統合」し、集約化する再編をすすめ、大企業の経済活動を広域的に自由に展開可能とすることが目標とされていた。

日本経団連は、道州制の導入を、「国と地方の役割や統治のあり方など、行政のあらゆる面を見直す『究極の構造改革』（「道州制の導入に向けた第2次提言」2008年）と位置づけてきた。自民党も、2012年に「道州制基本法案（骨子案）」を公表し、第2次安倍内閣においても、その制定が課題とされ

てきたところである。が、この間、基本法制定への動きは2015年の統一地方選挙に与える影響もあつてか、背景に退いた感がある。しかし、人口減少による自治体の「消滅可能性」を示した日本創成会議（座長・増田寛也元総務大臣）の「ストップ少子化・地方元気戦略」は、市町村の危機感を煽ってさらに自治体の集約化や行政投資の「選択と集中」を促し、地方拠点都市への「集約化」をすすめ、道州制導入への地ならしとする見方も出ており、総選挙における与党圧勝の条件の下、予断を許さない（岡田知弘『「自治体消滅」論を超えて』（自治体研究社、2014年）p.9）。

■国家戦略特区による規制緩和・産業強化とともに道州制の導入もこれと密接な関連をもってすすめられてきたところであるが、この研究会では、まず、国家戦略特区の法制度の成立の経緯を改めて検証し、その狙いと制度そのものが地方自治との関係で有する問題点を検討するとともに、関西圏ですすめられようとしている特区を利用した医療、雇用の分野を中心とする「産業強化」の実態を調査して、特区によってすすめられる「岩盤規制」改革の問題点をその過程と内容両面にわたって明らかにしたい。また、当面、道州制への動きは遠ざかったとも見られるが、憲法上の「地方公共団体」に関する最近の議論も踏まえ、都道府県・道州制・広域行政の主体のあり方と特区による産業強化推進との関係についても、第30次地方制度調査会の答申等の政府関係文書の分析等を通じて検討したい。

2014年自治体キャラバン

「医療・介護・福祉等に係る調査」について

藤岡孝之（京都社会保障推進協議会・事務局次長）

京都社保協では、毎年要望書を作成し、秋に京都府下すべての自治体を訪問し、各市町村の医療・福祉・介護などの社会保障の施策と状況の聞き取り、さらに拡充を求めて懇談を実施しています。毎年の取り組みが定着し、各市町村とも担当の部局が丁寧に対応いただいています。今年はこの自治体訪問を実施するにあたり事前調査の調査票を大きく見直し実施しました。事前調査票は、2014年8月に京都府下すべての自治体へ送付し、回答を得ました。なお京都市は未だ回答なく、井手町は、調査書の提出と懇談を拒否されています。まだすべてまとめられていませんが、今回は自治体問題研究会で報告する機会をいただいたので特徴を一部報告します。

【医療介護提供体制について】

「地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の事業進捗状況および計画」について年限を回答した自治体は1件。これから検討を開始する自治体が圧倒的であること、「1500名を対象にしたアンケートや介護サービス利用状況の分析」（京丹波町）のようにこれから住民の実態や要求に基づいて策定を計画するといった自治体がおおく、地域住民の立場から要求・意見を具体的に挙げていくことが重要であることが明らかになりました。

また市町村内の医療提供体制で困っていることについて、北部の自治体では、医療供給体制が十分確保されていないことで深刻な状況が集約されました。医師・看護師・介護職員等の養成・定着のための就学奨励等施策の実施は、これらの状況を反映してか、京都府北部の自治体に集中していません。実施自治体は9自治体。未実施は12自治体。医師のみの対策に限らず看護師や介護職員等の養成・確保のための制度を整備している自治体もあり、人材確保に苦慮している自治体の状況が明らかになりました。ただこれほどの医療・介護問題でおおきな問題を抱えているにもかかわらず、北部自治体から国への意見・要望がほとんど提出されていないことも判明しました。

【国民健康保険について】

国民健康保険加入世帯に占める保険料滞納世帯の割合が15%以上の市町村は、7自治体。10%未満は、5自治体。法定外繰入を「2014年度から実施」1自治体。「2013年度実施して2014年度実施していない」1自治体。「実施していない」8自治体。「2013年度決算額の一人当たりの法定外繰入額の平均」は、3,394円。最高額は、久御山町 16,649円。「2014年度予算額の一人当たりの法定外繰入額の平均」は、3,312円で、最高額は、宇治田原町の12,107円でした。

モデルケースにおける2014年度保険料の比較をみると、市町村の規模の大きさや法定外繰入額との関係では相関関係はなかったものの、同じ年収でも市町村によって国保料におおきな差があることが伺えます。例えば、モデルケース①「65歳以上の単身年金収入100万円」では、平均17,380円。最低額は伊根町10,320円・最高額は宇治市で20,310円と倍の負担となります。さらに、モデルケース②「65歳以上夫婦2人世帯年収200万円」では平均85,370円。最低額は、最伊根町49,300円から与謝野町104,000円と5万円以上2倍以上の差があります。そしてモデルケース③「40代夫婦未成年の子2人の4人世帯夫所得300万円」では、平均480,357円。最低額伊根町298,720円から八幡市610,850円とその差額40万円と3倍以上の差があるという資料が提示されました。

保険料の条例減免の実施件数は、市町村合計は3384件。今年度4自治体で実績はゼロ。44条の窓口一部負担金減免は、市町村合計52件。笠置町を除くすべての市町村で条例は整備されていますが、利用状況は、2自治体で利用されているものの、どの自治体も保険料の減免に比してもほとんど利用がされていない状況があり、広報や申請基準の見直しがおおきく必要であることが伺えます。

資格証明書を発行していない自治体は、20自治体。資格証明書発行自治体は、5市1町。「国の基準どおり実施」「面談に応じないケースに交付」など交付にあたって必ずしも面接を実施はしていません。

短期証発行件数は、市町村合計10,994件。国民健康保険加入世帯に占める短期証発行割合は、平均6.4%。「7%を超える」7自治

体。「短期証発行ゼロ」1自治体でした。短期証の有効期間別の交付数は、3か月（7,441件）6か月（5,566件）の交付が多いが、1年（2,448件）1か月（834件）の短期証発行も見受けられました。

「税機構への移管していない」自治体は7自治体。「税機構への移管」されている全市町村では、差し押さえ件数・金額は把握できるが、滞納者への差し押さえの基準などがわからなくなっている状況がうかがえます。このことは分納者についても同様の傾向があり、分納相談などに応じず差し押さえしているケースが発生している可能性があります。

交付保険証留め置き件数は市町村合計2,017件 未交付件数2,508件・国保加入世帯に占める割合の平均は、留め置き1.2% 未交付1.5%。「留め置きが3%以上」5自治体。保険証未交付は、12の自治体でゼロ。未交付件数の割合は、八幡市が11%と飛びぬけて多くなっています。

【調査のまとめを今後の要求運動へ】

こうした項目に加えてさらに③高齢者医療④介護保障・介護保険⑤生活保護・低所得者対策⑥子育て支援策⑧障がい者・児施策⑨健診事業⑩任意予防接種の助成状況⑪児童福祉⑫原発事故等による防災対策⑬国または京都府に対しての意見書・要望書提出状況について回答をいただいております。京都社保協では、自治体キャラバンの結果も踏まえて、これらの調査のまとめを早急におこない、今後の要求運動に活用していきたいと思っております。

地域医療政策研究会報告

国保をめぐる状況と都道府県一元化に向けた動き

12月9日、京都府出前語らいを利用し、健康福祉部医療企画課長に「国保をめぐる状況と都道府県一元化に向けた動き」について、お話を伺いました。

市町村国保が抱える財政運営上の構造的な問題に対する対応策として、国は低所得者への保険料軽減措置に対する「保険者支援制度の拡充」や「高額医療費共同事業」「保険財政共同安定化事業」などの財政基盤強化をはかり、消費税増税分を財源に2014年度からは恒久化措置としました。「保険財政共同安定化事業」は来年度からすべての医療費に拡大され、保険給付費の観点からは、実質都道府県化されることとなります。

国保の都道府県化を巡っては、2010年の国保法改正により都道府県が「広域化等支援方針」を策定できることになりました。京都府は2009年1月全国知事会で、山田知事が国保の都道府県への一元化を提起し、同年4月の府組織改正では、一元化を検討する部署（医療企画課）を新設し、6月には有識者等により一元化などを検討する「あんしん医療制度研究会」を発足させるなど、全国に先駆けて一元化を進めてきました。

2013年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書では、国保保険者を都道府県とすることが盛り込まれ、社会保障改革プログラム法では、国保運営を都道府県が担うことを基本としつつ、「都道府県と市町村において適切に役割を分担」することが明

記されました。今年に入って「国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議」がスタートし、今後年末までに結論を得て、必要な法律案を来年の国会提出をめざすとしています。協議の中では、医療基盤整備状況に地域差があり、医療費も異なる中で、同じ保険料率では不公平であると、市町村ごとに異なる保険料算定方式や保険料率を定めることになり、京都府が問題としてきた「同じ所得・世帯構成でも、住んでいる市町村によって保険料が異なる」状況は解消されません。自治体からは、今とどこが変わるのか、と疑問の声も出ています。

参加者からは、「都道府県化されても、高すぎる保険料の問題は解決されないのでは?」「窓口負担の軽減措置が形骸化している。高い保険料を何とか払っても、医療費が払えず、受診抑制が起こっている」「都道府県化で規模が大きくなれば、被保険者の姿が見えず、無理な徴収が起こるのでは」「保健予防に力を入れた結果、医療給付が押さえられるという、インセンティブが市町村に働かなくなる」「国保に都道府県も責任を持つべきという府の立場は理解できるが、結果的に国の医療費適正化にうまく使われるのでは」「TPPは皆保険制度を崩すのでは」などの疑問・意見がだされました。(多田哲子・記)

有害鳥獣問題は捕獲者確保と資源活用が課題

佐藤 誠(京都市有害鳥獣問題研究会事務局次長)

京都市有害鳥獣問題研究会は、昨年11月22日に、第5回総会・有害鳥獣問題を考える集いを開催しました。村上興正氏(京都市有害鳥獣・自然保護部会長)による「鳥獣保護法の改正と対応」と題する講演と府内各地からの報告がありました。

<村上興正氏の講演から>

昨年5月の法改正では、法律名に「管理」の文字を入れ、管理とは「個体数や生息度を適正な範囲に縮小させること」とした。具体的には、府県や国による捕獲事業が出来ることとしこれを実施する鳥獣捕獲事業者を認定する等のいくつかの改正があった。国が、獣害対策の必要性を認めて方向を示したことは評価できる。これらを受けて、京都市でも計画の見直しを進めている。

<獣種別の管理計画の変更点など>

○ニホンザル：推定生息数の見直し：1,700～2,200頭→2,150～2,400頭

○ツキノワグマ：由良川を境に丹波個体群と丹後個体群に東西に分断されており、丹後個体群については推定生息数を300頭から700頭に見直し。保護を基本としながら、捕獲上限頭数を定め、捕獲上限数の範囲内なら1回目の捕獲であっても捕殺を可能にする等、弾力的に対応。

○ニホンジカ：個体数が増大。個体数の過小評価に伴い捕獲目標が低すぎたこと、メスの捕獲が目標に達していないことが問題。捕獲数増大の方策が課題。

<各地からの報告>

●シカ問題で行政と懇談(乙訓の自然を守る会・宮崎俊一氏)：行政はやっとシカ除けのネットを買ってくれたが、設置と管理はボランティア。しかし、労力的に無理があり、ネットを張らなくてもよい程度にまでシカの生息数を減らすことが必要。猟友会頼みの現状では問題は解決しない。

●課題多い現状(府猟友会・奥田定雄会長)：昭和40年から有害捕獲に関わってきた。広域捕獲は捕獲の枠組みが現実合っていない。夏場の捕獲はダニやヒルも多く大変。猟師の平均年齢は60代と高齢化。農家も「もっと被害防止と捕る努力」が必要。

●シカで町おこし(「田舎暮らし」・中島健太郎代表取締役)：昨年3月からシカ、イノシシの食肉部門を立ち上げ、今年になって東京、京都、大阪で売れるようになった。鹿肉は、処理と料理の仕方で味が大きく変わる。月10頭位を処理。皮も含めて商品につなげる努力をしており、残るのは頭骨くらい。若者が住める地域づくりのため頑張りたい。

●洛北での研究と狩猟の現場から(同志社大学大学院・兵田大和)：私は食と農の切り口で考えている。有害獣は捕るだけでは続かない。猟師でもうまくさばけない先輩が多い。日本には縄文以来1万年の食肉の歴史があり、これを現代版にして継承する人材育成と社会的枠組みが必要。

雲南 棚田の日の出

日本都市農村交流ネットワーク協会の研修旅行に9月中旬参加した。中国でも雲南省は遠く、5日の日程のうち1日余りしかいられない。夕日で有名な老虎嘴(らおふうつ)と、朝日の多依樹(とういしゅ)を好天に恵まれ見てきた。

世界農業遺産・世界文化遺産の紅河哈尼(ほんふーはに)棚田は、総面積54,000ha、最大標高1,800m、最大勾配75度の斜面に築かれている。泥で固めてあるので、年中水が張られている。写真の輝く訳が分かった。実りの秋は撮影には適さないが、私には「黄金の田んぼ」が嬉しい。午後からの刈り取りも見ることができた。

ハノイに流れ着く紅河南岸の元陽県は総人口約39万人、彝(い)族、苗(みやお)族など少数民族が88%。哈尼族は53%と最も多い。哈尼族は8世紀頃定住し、以来1,300年大変な労力と知恵で梯田(棚田)を維持してきた。山の一番上は森、次に集落、下に棚田が広がる。水は壮大な循環で得られる。田んぼからの水蒸気は雲になり、雨になって森に蓄えられ、流れ落ちて、人々の暮らしと田んぼを潤す。早朝の霧が流れ、朝日で温められて昇っていく壮大な眺めに水の循環を肌で感じた。

農地はとても小さく、牛も小さい。昔ながらの品種で収量は多くないそうだ。ひこばえも収穫しているとか。カメムシがびっしり付いている田もあり、気になった。短

粒米で赤米やもち米もあった。赤米を500g5元(95円)で購入。水500mlペットボトルは13円だった。農作業に使う道具が日本と同じで、米作のつながりを強く感じた。坂道に並ぶ家は2階建てが多く、入口横には牛や豚、鶏が飼われ、トイレも外にある。電気は来ていた。水場は共同で女性達が洗い物や水汲みに来ていた。女性は厳しい農作業のほかに刺繍などを作って観光客に売る。幼い子供が「一個買って」と連呼するのは切なかった。観光客向けの施設で働くためには外国語が必要だが標準語を話さない人たちには無理がある。

中国は「一人っ子政策」を漢民族に適用し、少数民族には強いていない。雲南では他のアジア地域のように子供が多かった。見た感じでは2~3人兄弟だろうか。祖父母と暮らしているようだ。親世代は出稼が多いのだろうか?また、学校も中学校までしか無い様で若者世代も少ないように見えた。進学し、都会の便利な暮らしを知って帰って来ないことは中国でも問題になってきている。

ガイドに恵まれ、人々の暮らしが住民との交流がなくてもよく分かった。長距離を一人で運転する運転手さんへの労働管理もきちんとしていた。平和な友好関係は一人一人が作るものだと思つて改めた。

カメラ探訪 ⑭ 古谷 能富子
知恩寺の手作り市



毎月15日に開かれる、百万遍知恩寺の「手作り市」。衆議院選挙の翌日に晴れやかな気持ちで出かけました。平日にもかかわらず、境内は人でいっぱい。1987年4月15日に始まったこの「手作り市」、当初は7、8件のお店だったそうですが、四半世紀の間毎月続けるうちに今では350件のお店が境内中を埋め尽くし、来場するお客さんも全国から来られ「観光名所」になっています。20年前、百万遍の近くの保育所で働いていたころ、知恩寺は子ども達とよくお散歩に行っていた思い出の場所です。広い境内に鳩がいてエサをやったり、夏には蝉を捕まえたり、子ども達とかくれんぼをして遊んだりしたものです。その当時も「手作り市」が開かれていましたが、今のような人出はなくお散歩しながらぶらぶらお店の品物を見て回ることができました。

「手作り市」なので販売できるのは、自

分で作った物に限られています。並んでいる商品は、野菜や植木、ケーキ・パン・蜂蜜・漬け物などの食品、手編みのセーターや帽子、手芸のアクセサリ、陶器、木工製品など本当に多彩です。12月ということで、クリスマスグッズや迎春用の飾り物もたくさん売られていました。どのお店の品物も個性的で、女子が大好きな可愛い雑貨もいっぱい。見ているだけで幸せな気分になります。出店希望が多くなり、事前に抽選があるそうです。若い作家さんのお店もいろいろ有りました。その中にとっても繊細な動物の絵のカップや、お皿の中央に小さな蟹や蜂が浮かび上がるように作られた陶器を並べているお店がありました。店主の青年は黙って店の奥に立っているだけで、販売するというよりも個展会場の様なたたずまいです。精魂こめて作られているのが伝わる品々に感動して店主に声をかけると、京丹後から朝3時に起き来たとの事。「5時から場所取りに並んで、お店は8時から開けたけどそんな時間には寒くて誰も来ない。」と話していました。夏は日に焼けて真っ黒になるそうです。それでも自分の作品をたくさんの人に見てもらえる貴重な場所なのでしょうね。がんばっている青年を応援しようとブローチを購入しました。それぞれのお店に並んでいる品物の魅力もさることながら、作っている人の顔が見えて、その人の物づくりへの思いや人生のドラマまで感じられるのが、「手作り市」がこれほどたくさんの人を惹きつける所以ではないでしょうか。また、行きたいなあと思います。

●会費及び「住民と自治」誌購読料納入のお願い

当研究所では、6月と12月に、会費及び「住民と自治」誌購読料の納入をお願いしております。送金のほど、よろしくお願ひします。

●第4回理事会報告

12月16日、第4回理事会が開催されました。総選挙の結果を受けて、具体化してくる安倍政権の国民いじめの悪政をゆるさない運動の重要性を確認しました。

京都府職労、京都市職労からの委託研究の受託、「原子力災害研究会」などの調査研究活動、地方自治セミナーや京都自治体学校等の教育学習活動、図書普及事業など、第3回理事会以後の取り組み報告を承認するとともに、今後の活動について協議しました。

ツキイチ土曜サロン

<参加自由>

1月17日(土)午後2時~

京都自治体問題研究所

題材:「縮小都市の挑戦」(矢作弘著、岩波新書、14年11月、820円)

<「持続可能な縮小都市」をめざす挑戦を実践的・理論的に明らかにしようとした本です>

報告者:藤井一さん

発売中 1000円(税込み)

「自治体消滅論」 を超えて

著者 岡田知弘(京都大教授)

●年報第8号(15年5月末発行予定)の論文を募集します●

特集テーマは「憲法と戦後70周年」

締め切りは、2015年4月15日です

- ・会員であればどなたでも投稿できます。
- ・投稿できる種類は、研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評です。
- ・特集テーマ以外でもかまいません。
- ・投稿規定・執筆要項があります(詳細は研究所事務所までお問い合わせください)。